

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、平成2年10月から3年8月までは17万円、同年9月から4年6月までは19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年12月1日から2年10月1日まで
② 平成2年10月1日から4年7月21日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給料より低い金額になっているので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成2年10月から3年8月までは17万円、同年9月から同年11月までは19万円と記録されていたところ、同年12月5日付けで、2年10月1日に遡及して8万円に減額訂正されており、3年12月から4年6月までについても遡及減額訂正後の標準報酬月額が継続していることが確認できる。

また、オンライン記録において、A社の事業主を含む被保険者8人全員が申立人と同様に平成3年12月5日付けで、2年10月1日又は3年10月1日に遡及して標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

さらに、上記遡及減額訂正について、A社の給与担当者は、「申立期間②当時、当社では社会保険料の滞納があり、社会保険事務所の職員の指示により、在籍していた被保険者全員の標準報酬月額を遡及して減額訂正した。」と回答している。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は役員ではないことが確認できる上、上記の給与担当者は、「申立人は、遡及減額訂正処理に関与

していない。」と回答していることから、申立人は、当該遡及減額訂正に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成3年12月5日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実即ちしたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は見当たらず、有効な記録とは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、2年10月から3年8月までは17万円、同年9月から4年6月までは19万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、申立期間②について、実際の給料は22万円であったと主張しているところ、A社は既に解散しており、申立期間②当時の事業主は死亡している上、申立人は、当該期間に係る給料明細書等を所持していないことから、申立人の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立人は、申立期間①について、上述のとおり主張しているところ、申立人は、当該期間における給料明細書等を所持していないことなどから、申立人の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、平成元年12月1日付けで、22万円から16万円に月額変更されていることが確認できるが、上記の給与担当者は、「申立人の標準報酬月額を16万円に月額変更した理由は分からない。」と回答している上、申立期間①当時の同僚は、「申立人の給料額及び厚生年金保険料の控除額までは知らない。」と供述している。

このほか、申立期間①において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年7月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、46年4月から同年7月までは4万5,000円、同年8月から47年6月までは5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月16日から47年7月21日まで
② 平成7年2月1日から10年9月1日まで

私がA社を退職したのは、昭和47年7月20日であるにもかかわらず、年金記録では厚生年金保険の被保険者期間が短くなっており納得できない。また、C社で勤務していたときの被保険者記録も無いので、調査の上、申立期間①及び②の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録、申立人から提出された退職証明書及び申立てに係るグループ会社の福利厚生部門を一括管理しているD社から提出された申立人に係る退職者一覧台帳により、申立人は、昭和42年3月16日にA社に入社し、47年7月20日に同社を退職しており、申立期間①も継続して同社に勤務していたことが確認できる。

また、D社は、A社の厚生年金保険に係る届出等の控えは廃棄済みで現存していないが、同社が保管する昭和47年の算定基礎届の社内データ紙記録を調査したところ、申立人に係る厚生年金保険の整理番号が、同社と社会保険事務所（当時）とで1番号相違していたため、申立人の資格喪失日が誤って収録された可能性が高いと思われる旨回答している。

さらに、D社は、賃金台帳等の厚生年金保険料控除を確認できる資料は残っていないものの、申立期間①に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年3月の社会保険事務所の記録及びD社から提出された、47年の算定基礎届の社内データ紙記録に記載されている申立人の従前の標準報酬月額から、46年4月から同年7月までは4万5,000円、同年8月から47年6月までは5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人は平成7年2月1日から9年2月1日までC社に勤務していたことが確認できる上、元同僚が申立人の勤務期間を記したメモには、「平成7年2月1日入社、10年8月31日退社」と記載されていることから、申立人は、申立期間②に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所名簿検索システムにおいて、C社は厚生年金保険の適用事業所になった記録は確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚二人のうち一人は、申立期間②において別の事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、当該同僚は、「C社は社会保険には加入していなかったのではないか。」と供述している上、もう一人は、当該期間において国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、平成元年7月10日にE市の国民健康保険被保険者資格を取得し、14年1月1日に資格を喪失している。

加えて、申立期間②にC社の代表取締役であった者は所在が不明であるため、当該期間当時の事情を聞くことができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和23年9月20日）及び資格取得日（昭和23年10月13日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1,800円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月20日から同年10月13日まで

私がA社に勤務していたときの厚生年金保険被保険者記録が見付かったが、申立期間は継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入となっている。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において、昭和23年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月20日に資格を喪失後、同年10月13日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人がA社で一緒に勤務していたとして氏名を挙げた者を含め、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる複数の元同僚は、「申立人は、申立期間も継続して勤務していたと思う。業務内容や勤務形態も変わらず、一度辞めて再度入社してきたということは無い。従業員の勤務形態は皆同じだったと思う。」と供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、複数の元同僚は、「従業員は皆厚生年金保険に加入していたと思う。」

と供述している上、被保険者名簿によると、申立期間及びその前後数年間において、申立人以外に厚生年金保険の被保険者記録に欠落が生じている者は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、被保険者名簿における申立人の昭和23年8月及び同年10月の記録から、1,800円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

私は、C社に入社し、同社D支店が独立してA社になった後も継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間も継続してA社に勤務していたことは認められる。

また、申立人と同様に、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により昭和35年7月1日に被保険者資格を喪失し、A社に係る事業所別被保険者名簿により同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる元同僚から提出された、同社の社名が記載されている同年6月分から同年11月分までの給料支払明細書により、申立期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により、厚生年金保険料について、翌月控除であったものと推認できるところ、C社における資格喪失時（昭和35年6月）からA社における資格取得時（同年10

月)までの全ての期間に係る厚生年金保険料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人の同社における資格喪失時である同年6月の社会保険事務所(当時)の記録により、2万2,000円とすることが妥当である。

一方、A社の事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和35年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間に適用事業所であった記録は確認できないものの、同社の商業登記簿謄本によると、同社の設立は同年6月3日であるとともに、複数の元同僚に係る雇用保険の加入記録及び供述により、申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたと推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間においてA社は適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成2年12月25日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、平成2年7月から同年9月までは18万円、同年10月及び同年11月は17万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（平成2年12月25日）を3年3月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を、2年12月は17万円、3年1月及び同年2月は16万円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月31日から同年12月25日まで
② 平成2年12月25日から3年3月1日まで

私は、平成2年4月1日から3年2月28日までA社に勤務していた。しかし、2年7月31日から3年3月1日までの年金記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成2年10月31日の後の同年12月25日付けで遡って同年7月31日に訂正されていること、同年の定時決定が取り消されていること、及び元同僚44人についても申立人と同様に同年12月25日付けで遡って同年7月31日に厚

生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

また、上記商業登記簿謄本によると、申立期間①においてA社は法人格を有していることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る遡及訂正処理は事実在即したものと考え難く、社会保険事務所(当時)において、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、遡って申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を訂正する合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、当該処理日である平成2年12月25日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における遡及訂正処理前のオンライン記録から、平成2年7月から同年9月までは18万円、同年10月及び同年11月は17万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同様に申立期間①において被保険者資格を遡及して喪失した旨の処理が行われ、A社における雇用保険の加入記録並びに厚生年金保険被保険者期間の始期及び終期が申立人と同一で、同社を退社した直後に別のB社に入社している元同僚が確認でき、当該元同僚から提出されたB社の平成3年の給与支払報告書(個人別明細書)及び給与明細書を検証したところ、当該給与支払報告書(個人別明細書)に記載された給与支払金額及び社会保険料等の控除額は、B社からの給与支払額及び社会保険料等の控除額を上回っていることが確認できることから、当該元同僚は、申立期間②において厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

さらに、A社の元事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を給与から控除した旨回答している上、上記元同僚とは別の元同僚から提出された同社における申立期間②の一部期間に係る給与明細書から、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社を退社した後、B社に入社した元同僚の給与支払報告書(個人別明細書)及び給与明細書並びに別の元同僚の給与明細書により推認できる保険料控除額から、平成2年12月は17万円、3年1月及び同年2月は16万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は平成2年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②は適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立期間②において、同社は法人格を有していることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に対して適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったことが認められることから、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成2年10月21日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成2年7月から同年9月までは47万円、同年10月は44万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月31日から同年10月21日まで

私は、昭和63年2月26日から平成2年10月20日までA社で勤務していた。しかし、同年7月31日から同年10月21日までの年金記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初、平成2年10月21日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月31日の後の同年12月25日付けで遡って当該記録が取り消され、同年7月31日に訂正されていること、同年の定時決定が取り消されていること、及び元同僚44人についても申立人と同様に同年12月25日付けで遡って同年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

また、上記商業登記簿謄本によると、申立期間においてA社は法人格を有していることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る遡及訂正処理は事実在即したものととは考え難く、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、遡っ

て申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を訂正する合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成2年10月21日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における遡及訂正処理前のオンライン記録から、平成2年7月から同年9月までは47万円、同年10月は44万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年11月18日は48万円、20年11月18日は50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年11月18日
② 平成20年11月18日

私は、A社から、平成18年11月及び20年11月に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、私の年金記録には当該賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、当該賞与について厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成18年11月18日は48万円、20年11月18日は50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から同年12月まで
② 昭和43年1月から46年1月まで
③ 昭和46年2月から50年3月まで

私は、国民年金の加入手続をいつ、どこで行ったか覚えていないが、申立期間の国民年金保険料は、自宅を訪れたA区の集金人に、定期的に納付したはずであるにもかかわらず、申立期間が未納期間又は未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、国民年金の加入手続をいつ、どこで行ったか覚えていないが、申立期間の国民年金保険料は、自宅を訪れたA区の集金人に表紙がオレンジ色の年金手帳を提示し、夫の保険料と一緒に納付しているはずである。」と主張しているが、表紙がオレンジ色の年金手帳は、昭和49年11月以降に交付が始まった厚生年金保険、国民年金及び船員保険の3制度共通の年金手帳であり、それより前に交付されていたのは国民年金制度単独の国民年金手帳であったが、申立人は、「所持していた年金手帳はオレンジ色の年金手帳のみであった。」と申述している上、「集金人に保険料を納付していた。」と申述するのみで、国民年金の加入手続並びに申立期間①、②及び③の保険料納付に係る具体的な状況についての記憶が不鮮明であり、不明である。

また、A区居住者に係る年度別納付状況リスト(昭和57年12月14日現在)によれば、申立人は、43年1月30日に国民年金被保険者の資格を喪失していることが確認でき、当該資格記録はオンライン記録と一致し、申立期間②は国民年金に未加入の期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の国民年金保険料と一緒に自身の保険料も納付していたとする申立人の夫も、申立期間①及び③の保険料は未納となっている上、申立期間①、②及び③は90か月と継続しておりと長期間にわたり、行政側が保険料納付に係る記録管理をこのように長期間にわたり、誤るとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間①、②及び③以外にも国民年金保険料の未納がある上、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月まで
③ 昭和 45 年 4 月から 46 年 6 月 28 日まで

私は、昭和 41 年 3 月から 43 年 3 月まで A 社に、同年 4 月から 45 年 3 月まで B 社に勤務した。また、45 年 4 月から 46 年 6 月 28 日まで C 社に勤務した。これらの申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 社の所在地及び同社での業務内容に関する申立人の具体的な供述並びに元同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、昭和 44 年 6 月 26 日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間①当時、A 社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元同僚に照会したが、ほとんどの者は申立人のことを覚えておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立期間①において、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、B社の所在地及び同社での業務内容に関する申立人の具体的な供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、「申立人に関する資料が無いため、在籍については不明である。当社が作成した社会保険加入台帳において、厚生年金保険の新規適用日まで遡って調べたが、申立人の氏名は見当たらなかった。」と回答している。

また、オンライン記録により、B社において申立期間②当時に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の元同僚に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立期間②において、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、C社での業務内容に関する申立人の具体的な供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社に係る商業登記簿謄本において、同社は、昭和43年1月20日に設立されているが、オンライン記録によると、平成5年4月13日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間③は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、C社は、平成8年7月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立期間③当時、事業主及び20歳以上の元同僚は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人も20歳に到達した昭和46年*月に国民年金の被保険者資格を取得し、同年5月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで
② 昭和 41 年 1 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、申立期間①はA区に所在したB社に、申立期間②はC区に所在したD事業所に、さらに申立期間③はA区に所在したE社に勤務したが、いずれも厚生年金保険の被保険者期間となっていない。給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであり、申立期間①、②及び③を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社の事業主は、「申立人の勤務期間は覚えていないが、アルバイトとして手伝ってもらっていたことは覚えている。」と回答していることから、勤務期間は特定できないが、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、上記の事業主は、「会社設立は、昭和 50 年 7 月 22 日であり、それ以前は個人事業であったため、申立人は厚生年金に加入させておらず、申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している上、オンライン記録によれば、B社は、平成 11 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人の申立期間①に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、C区に所在したD事業所に勤務したと申し立てているが、オンライン記録及び適用事業所名簿検索システムによると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は、事業主及び元同僚の氏名を記憶していない上、D事業所の所在地を管轄する法務局において商業登記簿を確認したが、当該事業所の記録は見当たらず、事業主を特定できないことから、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、都内に所在したF業界関連の厚生年金基金、健康保険組合及び工業組合に照会したところ、D事業所という事業所は確認できない旨回答している。

加えて、申立人の申立期間②に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、E社の事業主は、「申立人の勤務期間は覚えていないが、アルバイトとして手伝ってもらっていたことは覚えている。F（職）になった人だと思う。」と回答としていることから、勤務期間は特定できないが、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、E社の事業主は、「申立期間は、給与から厚生年金保険料を控除しておらず、厚生年金保険には加入させていない。」と回答している上、オンライン記録によると、E社は、平成9年7月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人の申立期間③に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 10 日

私は以前、A法人に勤務しており、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、私の厚生年金保険の被保険者記録には当該標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の賞与に係る給料支払明細書を所持していないものの、平成 24 年に年金記録確認東京地方第三者委員会（当時）に対しA法人における標準賞与額の年金記録の訂正を求めた同僚の申立てにおいて、同法人から提出された平成 17 年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿において、申立人に係る同年 12 月 10 日を支給日とする賞与支給額及び社会保険料控除額の記載が確認できる。

しかし、申立期間の賞与に係る給料支払明細書を所持していた従業員 4 人のうち 3 人の当該明細書に記載された賞与支給額は、上記の所得税源泉徴収簿に記載された賞与支給額と相違していることが確認でき、上記 3 人のうち 2 人は、「給料支払明細書に記載された金額が支給された。」と述べている。

また、上記の賞与に係る給料支払明細書に記載された賞与支給額と所得税源泉徴収簿に記載された賞与支給額が一致していないことについて、A法人の事業主の妻は、「平成 17 年までの会計処理は税務会計事務所に委託していたので、金額の不一致の理由については不明だが、給料支払明細書は当法人で作成したものであり、賞与支給額及び保険料控除額については、給料支払明細書に記載した金額が正しいと思われる。」と述べている。

さらに、申立人の所得税源泉徴収簿に記載された申立期間の賞与における社

会保険料等の控除額について検証したところ、当該控除額は、申立期間当時の保険料率により計算した保険料額とは相違しており、申立人のほかに複数の従業員についても同様に相違していることが確認できる。

加えて、A法人の事業主は、「現在は平成17年当時の書類を保管しておらず、申立人を含む複数名の従業員に係る同年12月の賞与支払の有無については不明である。」と回答している上、申立期間当時、同法人の経理事務に携わっていたとする税務会計事務所は、「申立期間当時の資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る賞与の支払及び保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月1日から40年1月10日まで
私は、昭和39年7月1日からA法人（現在は、B法人）に勤務したが、私の年金記録では申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっておらず、納得できない。調査の上、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A法人への勤務に伴い転居したと述べているところ、申立人に係る戸籍の附票から、申立人が申立期間の始期において当該事業所が所在していた市に転居していることが確認でき、申立人が氏名を挙げた当該事業所における申立人の前任者及び元同僚の供述内容を踏まえると、勤務期間は特定できないが、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B法人は、「昭和43年以前の資料が無いため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立人が申立期間当時、一緒に勤務していた元同僚として氏名を挙げた二人は、オンライン記録において、A法人における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A法人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の当該事業所における被保険者資格取得日は昭和40年1月10日と記録されており、当該資格取得日は、当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録された資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5519 (事案 1506 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 37 年 1 月まで

私は、昭和 34 年 4 月から 37 年 1 月まで A 社 (現在は、B 社) に勤務し、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できないので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人が当初申立てた昭和 34 年 4 月から 36 年 12 月までの期間については、申立人が記憶している複数の元同僚が A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる上、元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、i) 上記被保険者名簿において、31 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得した者の次に同資格を取得した者は 40 年 8 月 1 日であり、申立期間を含むその間において同資格の取得手続が行われた形跡は認められず、健康保険の整理番号に欠番は無いこと、ii) 当該事業所の事業主は、「当社では、昭和 50 年までは健康保険のみ加入させ、厚生年金保険には加入させていない者もいた。」と回答しているところ、申立人と同じく 34 年 4 月に入社し C (職) として勤務していた元同僚の資格取得日は、上記被保険者名簿によれば、40 年 8 月 1 日であり、申立期間当時は被保険者となっていないことが確認できることなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会 (当時) の決定に基づき、平成 22 年 1 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、新たに元同僚 6 人の氏名を挙げており、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、元同僚 6 人のうち 2 人は確認できるものの、1 人は既に死亡しており、残る 1 人は連絡先が不

明であることから、申立人の当該事業所における勤務期間及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

また、申立人からは、当該元同僚の氏名以外に新たな資料及び情報は提出されておらず、そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。